

みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業
要求水準書（案）

2023年7月3日

佐賀県みやき町

《目 次》

第1	総則	1
1	要求水準書の位置づけ	1
2	基本計画案の位置づけ	1
3	本書等の変更に関する事項	1
4	事業期間	1
5	適用法令等	1
6	対象業務	3
7	その他	3
第2	設計業務、建設業務に係る要求水準	4
1	基本的な考え方	4
2	対象施設	4
3	敷地概要	4
4	各施設の要求水準	5
5	設計業務	7
6	工事監理業務	8
7	建設業務	8
8	配置予定技術者	9

- 別添1 特記仕様書
- 別添2 調達備品

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

「みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業要求水準書」（以下、「本書」という。）は、みやき町多目的人工芝グラウンド及び調整池整備事業（以下、「本事業」という。）への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「募集要項」と一体のものとして位置付けるものである。みやき町（以下、「町」という。）が本事業の設計、建設を実施する事業者（以下、「事業者」という。）に対し要求するサービス水準を示し、本事業の提案に具体的な指針を示すものである。

2 基本計画案の位置づけ

基本計画案（配置平面図）は、町が事業予算の確認と本書に示す計画条件等の検討のために、計画案の一例としてまとめたものであり、配置計画を確定したものではない。したがって、提案にあたっては、本書に示す要求水準及び技術提案内容、利用者や関係団体の視点を踏まえた、創意工夫のある配置計画等の提案を行うこと。

3 本書等の変更に関する事項

町は、工期中に次の事由により本書等の見直し、その変更を行うことができる。

- (1) 法令等の改正により、本事業の内容が著しく変更されたとき。
- (2) 災害、事故等により、本事業内容が著しく変更されたとき。
- (3) 町の事由により、本事業内容の変更が必要なとき。
- (4) その他、本事業内容の変更が特に必要と認められたとき。
- (5) 本書等の見直しに当たっては、町は事前に事業者へ通知するとともに、これに必要な契約変更を行う。

4 事業期間

本事業における各業務期間は以下とする。

項目	期間
事業契約の締結	2024年5月
設計・建設期間	契約締結後～2025年9月
施設引き渡し	2025年9月
開設	2025年10月1日

5 適用法令等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法令、基準等は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令、基準等を遵守するものとする。

（関係法令等）各法令は、いずれも本事業公募公示日の最新の法令を適用するものとする。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）
- (3) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）
- (4) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 210 号）
- (5) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）
- (6) 都市公園法（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）
- (7) 道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）
- (8) 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
- (9) 駐車場法（昭和 32 年 5 月 16 日法律第 106 号）
- (10) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 18 年 6 月

21 日法律第 91 号)

- (12) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（都市公園移動等円滑化基準）
- (13) 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
- (14) 障害者差別解消法（平成 25 年 6 月 26 日法律第 65 号）
- (15) 景観法（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号）
- (16) 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
- (17) 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）
- (18) 電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
- (19) 電気工事士法
- (20) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (21) 水質汚濁防止法
- (22) 土壌汚染対策法
- (23) 大気汚染防止法
- (24) 騒音規制法
- (25) 振動規制法
- (26) 労働基準法
- (27) 労働安全衛生法
- (28) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (29) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (30) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- (31) 警備業法
- (32) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- (33) みやき町都市公園条例
- (34) みやき町開発行為施行基準
- (35) その他関連する法令等

※ 関係法令等を遵守すること。

(参考基準等)

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2) 公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (5) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (6) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (7) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (8) 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (9) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (10) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (11) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (12) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (13) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (15) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (16) その他官庁営繕、建築学会等の技術基準
- (17) 建築工事安全施行技術指針・同解説
- (18) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- (19) 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- (20) 屋外体育施設の建設指針（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- (21) 屋外体育施設のルール（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- (22) 屋外体育施設舗装工事積算の手引き（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）
- (23) 屋外体育施設の維持管理マニュアル（（公財）日本体育施設協会屋外体育施設部会）

- (24) 佐賀県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
 (25) 建設リサイクル法に関する佐賀県指針
 (26) その他関連する適用基準等

- ・ 土木工事標準積算基準書（国土交通省監修）
- ・ 設計業務等標準積算基準書及び参考資料（国土交通省監修）
- ・ 建設機械損料表（日本建設機械施工協会）
- ・ 設計・調査・測量業務共通仕様書（佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部）
- ・ 土木工事等共通仕様書・公園緑地共通仕様書（佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部）
- ・ 土木工事施工管理の手引き（佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部）
- ・ 防災調節池等技術基準（案）（日本河川協会）

※ 発注文書に齟齬がある場合は、事業契約・要求水準書等質疑応答・要求水準書の順に高位とすることを原則とする。

※ 以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、町と協議の上、適用について決定する。

6 対象業務

以下に、本事業の対象業務を示す。

大区分	小区分	業務内容	備考（主な業務など）	分担	
				町	事業者
設計業務	各種調査等	敷地近隣に係る資料提供		●	
		敷地測量、地盤調査に係る調査	設計業務に必要となる各種事前調査		●
	実施設計	実施設計	施設整備に係る実施設計		●
		その他	その他関連業務		●
	各種申請	事業着手に関する各種申請	開発行為申請等の申請業務		●
工事管理	工事管理	建物及び外構工事の工事監理		●	
建設業務	建設	建設工事	本施設の整備に伴う一切の工事等（電気・水道等インフラ整備を含む）		●
		建設工事に伴う各種申請等の業務	事前協議、申請及び検査実施等業務		●
		施設に関する保険付保	建築物本体への保険付保		●
	備品準備	備品の調達、設置業務	本施設の什器、施設備品の調達・設置		●

7 その他

(1) 個人情報の取扱い

・ 事業者が本事業を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等法令を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。

・ 事業者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、町の個人情報保護条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(2) 情報公開

・ 事業者が本事業を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で事業者が管理しているものの公開については、町の情報公開条例の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとし、適正な情

報公開に努めること。

・情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めるものとする。

(3) 文書の管理・保存

・事業者が本事業に伴い作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存すること。また、事業終了時に、町の指示に従って引き渡すこと。

(4) 守秘義務

・事業者は、本事業を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。事業期間終了後も同様とする。

(5) 地域経済への配慮

・事業の実施においては、必要な資機材や備消耗品を調達する際、またスタッフを雇用する際は、可能な限り町内から調達、雇用するなど、地域経済に配慮しながら業務を遂行するよう努めること。

第2 設計業務、建設業務に係る要求水準

1 基本的な考え方

本事業は、「女子サッカーのまち宣言」の旗艦となる施設として、楽しく安全にスポーツに親しめる緑豊かで、全国規模の大会が開催できるグラウンド及び関連施設の新設、合わせて、同一敷地内の社会教育施設、健康増進施設、老人福祉施設、児童福祉施設の機能強化のため、駐車場・調整池等の拡充を行うもので、公共サービスにおける適切なサービス水準規定に基づく性能発注により、効率化と安定的継続性を確保し、民間の創意工夫による運營業務を重視した質の高い町民サービスを提供するとともに、施設的设计・建設業務を一体的に行なうことで、公共サービスのライフサイクルコストの縮減を図るものである。

2 対象施設

区 分	備 考
メイングラウンド	人工芝、夜間照明施設、給排水施設、シエルター、防球ネット、ベンチ等観客及び利用者への対応含む
サブグラウンド	防球ネット、排水施設
管理棟	更衣室、シャワー室、トイレ、会議室、事務室、倉庫
防球ネット	人道門扉、大型門扉等
外構	施設内道路、転落防止柵等
調整池兼駐車場	進入口、調整池、駐車場

3 敷地概要

区 分	備 考
本事業敷地	みやき町大字東尾5338番 他
敷地面積	約 41,000 m ²
用途地域	未指定
建ぺい率	2023年中に当該施設を都市公園とする手続きを行う予定のため、都市公園法及びみやき町都市公園条例の規定を満たすこと。
容積率	200%

接続道路	南側（町道中津隈市原線、幅員9.9m）
上水道	西側の県道江口東尾線に上水道管が埋設されている。 詳細については、佐賀東部水道企業団へ確認すること
下水道	南側の町道中津隈市原線に下水道管が埋設されている。 詳細については、みやき町下水道課へ確認すること
電気・通信設備	事業者へ確認、調整を行うこと。

※上記基本条件における規制内容の詳細については、応募者にて各管理者に確認すること。

4 各施設の要求水準

施設区分等	要求水準等
敷地ゾーニング 計画	<ul style="list-style-type: none"> 救急車、消防車等の緊急車両が進入できる計画とするとともに、救護場所やグラウンド内まで迅速なアクセスが可能な計画とする。 必要に応じて表示、サイン等を適切な位置に設置する。 管理用通路等、作業動線を考慮した計画とする。
メイン グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> メイングラウンドの仕様は「屋外体育施設の建設指針」及び以下の条件に準じたものとする。 サッカーの公式戦が開催できる面積を有するグラウンドとする。 105m×68m（1面）（白）、68m×50m（2面）（黄）、42m×22m（4面）（青）のラインを整備すること。なお、68m×50m（2面）が隣接する面の距離は5m以上とし、42m×22m（4面）が隣接する面の距離は10m以上とする。 人工芝敷設部分の基礎については、透水アスファルトを敷設する。 路盤材については凍結深度を確保するとともに、透水を考慮し新材を使用する。 集水式の雨水処理を計画し整備する。 選手及び関係者用シェルター等を2基以上設置し、必要に応じて電源を設ける。 適正な維持管理を前提として、競技に支障のない品質を保証すること。 避雷針を2本以上設置する。
サブ グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> サブグラウンドの仕様は「屋外体育施設の建設指針」及び以下の条件に準じたものとする。 少年用サッカーの公式戦が開催できる面積を有するグラウンドとする。 少年用サッカー68m×50m（1面）の規格とする。 当該グラウンドを人工芝で整備する場合は、ラインまで整備するものとし、クレール舗装の場合は、マーカー等の打設により、ラインの目安を設置すること。 適正な維持管理を前提として、競技に支障のない品質を保証すること。 表層（表面処理工含む。）10cm以上、路盤15cm以上とする。
人工芝の仕様 （メイングラウンド）	<ul style="list-style-type: none"> 人工芝はJFA公認ロングパイル人工芝のピッチ公認を受けるものとする。

<p>夜間照明施設 (メイングラウンド)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・照明は四辺以上の方向から照明されるように設計された照明施設であつて、地上面における平均照度が200ルクス以上であり、被照明面積が1面あたり7,140㎡(105m×68m)及び3,400㎡(68m×50m)以上であること。 ・灯具はLEDとし、害虫対策として電撃殺虫器を設置する。 ・管理者および施設利用者が利用可能な、コインタイマー機能及び照度調整機能(グラウンド使用範囲に応じた点灯が可能なもの)とする。
<p>防球ネット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メイングラウンド及びサブグラウンドの外周に防球ネット等の設備及び構造物を設置し、ボールがグラウンド外に出ないように整備する。 ・グラウンド外周に地上面から高さ8m以上(近隣に影響を及ぼすと思われる場合はそれ以上)の防球ネットを設置する構造を基本とするが、同等またはこれ以上の提案がある場合はこの限りでない。 ・フェンス等の材料は、耐久性、防食性を有する仕様とする。 ・人道門扉4箇所以上、大型門扉2箇所以上を設置し出入口を設ける。
<p>管理棟</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理棟は、更衣室男女各1室以上、温水シャワー室、トイレ、小会議室、審判控え室、救護室、大会議室、倉庫及びその他本事業運営に必要な設備等の諸室で構成すること。 ・延床面積は240㎡程度を基準として想定しているが、要求する上記諸室が効果的に(各諸室の兼用含む。)配置された場合は、この限りでない。 ・構造は問わない。 ・会議室は、グラウンドが見渡せるよう考慮する。 ・更衣室には、備品によるロッカー設置を想定しているが、建付けでも可とする。 ・建物を2階建てにする場合、階段は内階段、外階段を問わない。 ・管理棟に隣接して、水飲み場及び足洗い場(4口以上、兼用可)を設置する。 ・防犯対策として、機械警備を設置する。 ・AED(自動体外式除細動器)を設置すること。 ・各室に照明設備、電源コンセント、換気扇、空調設備(倉庫を除く)等を設置する。
<p>調整池兼 駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨時の下流域の水害を軽減するため、周辺の流水を一時的に貯留する調整池(遊水地)を設置すること。 ・駐車場は普通自動車200台以上、大型バス4台以上の駐車区画を確保すること。 ・利便性や導線を考慮した箇所に障がい者用駐車スペースを4区画以上整備し、障がい者用の標示を設置する(設置数は全体の駐車台数に含む)。 ・安全確保のため、必要に応じて路面標示やサイン等を設置する。 ・駐車場内に夜間照明施設を設置することとし、JIS基準(JIS Z 9110)に基づく照度(地上面における平均照度5ルクス以上、グレア値55以下)を満足する照明施設とする。
<p>外構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が誰でも各施設に行き来できるように適宜通路を整備すること。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・メイングラウンドには、観覧席（200席以上）を設けること。 ・メイングラウンドの観覧席の一部(15m以上)には、屋根を設けること。 ・転落の恐れのある場所には転落防止柵を設置する。 ・敷地内周辺施設の排水能力向上のための排水計画を考慮すること。 ・各提案については、実現可能なものとする。
-----	---

5 設計業務

- ・本施設の設計にあたっては、準拠すべき法令、基準、本要求水準を満たす設計とすること。
- ・設計業務の詳細及び範囲等については、町の担当者と十分に連携を図り業務を達成するよう努めること。
- ・関係機関と十分協議した上で、適切な業務期間の設定を行うこと。
- ・設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む）を町に提出し確認を得ること。
- ・本施設は、国土交通省社会資本整備総合交付金（都市公園）の交付を受ける予定であり、事業者は、町が指示する交付対象内外事業の区分や工事費算出等の資料を作成し、町が行う申請手続き並びに会計検査の支援を行うこと。

(1) 各種調査等

- ・設計業務に必要となる、地質調査を適切に行うこと。
- ・地質調査は2孔以上実施し、グラウンド夜間照明施設や管理棟等の建設の基礎資料とすること。
- ・施設利用により生じる騒音、夜間照明など、周辺家屋等への影響について調査すること。

(2) 設計

ア 基本事項

以下の点に留意し、業務を実施すること。

- ・関係各機関と十分打ち合わせを行うこと。
- ・敷地測量図の確認を行うこと。
- ・地質調査の確認を行うこと。
- ・業務実施期間中、町に対して作業の報告を毎月行い、業務終了後、設計業務完了届等必要な資料を提出し、町に確認を受けること。

イ 設計図書

実施設計業務の成果は設計図書として、主に以下に示す設計図、その他資料をとりまとめること。詳細については町と協議のうえ整理し、必要に応じて提出すること。

(ア) 土木設計図書

特記仕様書（別添1）、図面リスト、位置図、平面図、縦断図、標準横断図、横断図、詳細図、照明等の電気設備図、完成予想図（鳥瞰図）、その他必要と思われる図面等、地質調査に係る完成図書

(イ) 建築設計図書

・建築意匠図・構造図（特記仕様書（別添1）、図面リスト、案内図、配置図（事業対象地全体を含む）、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、階段詳細図、平面詳細図、各部詳細図、展開図、伏せ図、建具図、サイン計画、便所詳細図、構造図、完成予想図（外観パース図、内観パース図）、その他必要と思われる図面等。）

・電気設備設計図書（特記仕様書（別添1）、図面リスト、配置図（構内配電線路図）、幹線系統図、電灯コンセント設備図、照明器具姿図、弱電設備図、消防設備図、通信設備用配管図、各種計算書、その他必要と思われる図面等。）

- ・機械設備設計図書（特記仕様書（別添1）、図面リスト、配置図、設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等。）

（ウ）施工計画書

仮設計画、工事事務所の設置位置、使用材料一式、工事資機材一式、施工体制一式、施工管理計画、交通管理計画、資材置き場、工事工程表、残土処理、その他必要と思われる図書等。

（エ）その他

工事費内訳書、積算数量調書（国土交通省公共建築及び土木工事内訳書式等に準じること）、打ち合わせ議事録、要求水準確認表。なお、要求水準確認表の書式は業務着手の前に町と協議のうえ確認すること。

（3）申請業務等

- ・事業者は、本施設の建築確認申請その他必要となる申請等を行うこと。
- ・申請業務においては、申請にともなう各関係諸官庁との協議、お知らせ看板の設置、近隣説明等を行うこと。
- ・建設工事に伴う各種申請図書の作成及び提出、申請図書作成に伴う各関係諸官庁との協議、調整等を行うこと。
- ・申請等に用いた資料及び関係諸官庁より受領した資料は、とりまとめて町に提出すること。

6 工事監理業務

事業者は、本施設の建設に関し、以下の工事監理業務を行う。

- ・工事監理者は、自らの責任により実施設計図書を監理すること。
- ・工事監理者は、要求水準及び提案内容の設計意図を十分把握し監理すること。
- ・工事監理者は、建設工事着手前に工事監理概要書（各種打ち合わせ・検査日程等、工事管理体制、工事監理業務着手届を明記した工程表を含む）を町に提出し、承認を得ること。
- ・工事監理者は、町があらかじめ定めた時期において、工事の進捗状況等を報告するほか、町から要請があった場合には適時報告、説明等を行うこと。
- ・工事監理者は建築基準法第7条による建築物に関する完了検査の申請とこれに伴う作業等を行うこと。
- ・事業者は、本施設の竣工確認検査の2週間前までに、工事監理報告書及び要求水準確認表を町に提出すること。
- ・要求水準確認表は、設計業務において作成した要求水準確認表に基づき、実施設計、施工段階の経緯が分かるよう、同様の書式で作成すること。

7 建設業務

事業者は、設計業務において提案した本施設の整備について、建設工事を行う。

（1）基本事項

- ・関連法令等を遵守すること。
- ・近隣及び工事関係者の安全確保と騒音、振動、臭気等の環境確保に十分配慮すること。
- ・近隣住民との調整や関係各機関との調整を十分行い、工事の円滑な進行や常駐警備員を配置するなど安全を確保すること。
- ・工事や工程の工夫等により、工期の順守と短縮を図ると共に、近隣住民への周知を徹底して作業時間に関する了解を得ること。
- ・本施設の建設は、2025年9月までに竣工検査を済ませ、町に報告を行うこと。

（2）建設業務

ア 建設着工前業務

- ・事業者は設計図書及び施工計画書に従って施設の建設工事を行うこと。

- ・着工に先立ち、必要な書類を添付のうえ町に報告し、確認を受けること。
- ・各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を町に提出すること。
- ・周辺環境や交通、通行者の安全対策を十分に講じること。
- ・事業者は、本施設建設の着実な履行に向け、適宜、建設工事保険等に参加すること。
- ・工事の記録簿の作成を行い、常に工事現場に整備する。事業者自らが実施する竣工検査の後、竣工図等と共に整理し、町に提出すること。
- ・各種届出、申請、許認可等の書類の写し等を町に提出すること。

イ 建設期間中業務

- ・各種法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書等に従う適切な建設工事を実施すること。
- ・事業者は、工事監理者を通じ、定期的に施工管理状況の報告を行う。報告は、毎月の報告にとりまとめること。
- ・建設期間中及び建設業務完了後に事業者が行う検査又は試験（社内検査、段階確認を含む）について、事前に町に実施日等を通知すること。なお町は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- ・町は、建設期間中に行われる工程会議に立ち会うことができると共に、いつでも工事現場での施行状況の確認を行うことが出来る。
- ・町が検査、会議、現場等に立ち会う場合、事業者は協力すること。

ウ 建設完成後業務

- ・事業者は、本施設の建設工事完了後速やかに、事業者自らの責任及び費用において、建築基準法その他関係法令に基づく各種検査、及び要求水準等に示された内容が満たされていることを確認する完成検査を実施し、その内容を町に書面にて通知すること。
- ・本施設開設に必要な試運転等を実施すること。
- ・事業者は、完成検査の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて町に報告すること。
- ・事業者は、完成検査の実施及び町への報告後、什器備品等の設置及び図書の搬入を行い、竣工図書と合わせて町による竣工確認検査を受けること。
- ・町は事業者から確認検査の申し入れを受けた後、確認検査を実施し検査合格を確認した後、事業者より本施設の鍵の引渡しを受け、事業者に建設業務完了の確認を通知する。
- ・完成図書は、必要な書類を町に提出し、確認を得ること。

(3) 備品の調達、設置

- ・事業者は、本施設に必要な備品を調達する。
- ・施設に必要な備品の参考は、別添2資料に記すが、事業者が必要と考える備品の追加や、より品質の高い仕様にする可とする。
- ・上記の備品の調達にあたっては、調達前に製品仕様等を町に確認すること。

8 配置予定技術者

事業者は、設計業務、工事監理業務、建設業務の実施にあたり、次の技術者を配置すること。

業務	配置予定技術者の要件
設計業務	<p>【土木設計に係る要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理技術者及び照査技術者を各1名配置すること。 管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術管理部門（業務に関する選択科目）若しくは業務に関する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは一級土木技術者）を有すること。 同等規模以上の人工芝サッカーグラウンド整備の設計実績を有すること。 <p>【建築設計に係る要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理技術者を1名配置すること。 建築、電気設備、機械設備の各主任担当技術者を1名配置すること。ただし、各主任担当技術者の兼務は可とする。 管理技術者と各主任担当技術者の兼務は認めない。 管理技術者及び各主任担当技術者は、一級建築士とすること。ただし、電気設備・機械設備の主任担当技術者は建築設備士も可とする。 電気設備・機械設備の主任担当技術者は、技術者が在籍していない場合、協力事業者の技術者の配置も可とする。 <p>配置した上記の各技術者は、設計事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ町の確認を得ること。</p>
工事監理業務 (建築基準法による)	<p>【建築工事に係る要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事監理者を配置すること。 工事監理者は、一級建築士とすること。 <p>工事監理者は、設計事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、建設工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ町の確認を得ること</p>
建設業務	<ul style="list-style-type: none"> 造成、外構工事等の土木工事の施工については、公共工事の 3,000 m²以上の敷地造成工事、外構整備工事またはこれらに類する工事の整備実績を有する技術者を配置すること。 多目的人工芝グラウンドの路盤、舗装（人工芝敷設含む）等の施工は、同等規模以上の人工芝サッカーグラウンドの整備実績を有する技術者を配置すること。 建築工事の施工については、公共の建築工事の整備実績を有する技術者を配置すること。 <p>配置した上記の各技術者は、各構成建設事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、本書に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置することとし、あらかじめ町の確認を得ること。</p>